



## ○提出前のチェック項目

※本紙は提出不要です。

### 税務証明交付申請書

福岡市から市外に転出された場合は、現住所と福岡市から転出される前の住所を記入してください。

### 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写し

※代理申請の場合は代理の方の本人確認書類の写しを同封してください。

健康保険証やパスポートを使用する際は、現住所が記載している箇所のコピーも必要です。

法人からの申請の場合は、税務証明交付申請書に法人印を押印してください。

### 証明書手数料（定額小為替）

#### 返信用封筒

※宛先を記入し、切手を貼付してください。

#### 委任状（代理申請の場合）

※委任状は作成日から3か月以内のものをお願いします。

#### その他必要書類

※相続人からの請求は、相続人であることが分かる戸籍（続柄により必要な戸籍は異なりますので、直接お問い合わせください。）及び相続人の住民票（本籍入り）または戸籍の附票が必要です。

※その他委任状ではない方法により申請を行う第三者からの請求については、別途必要書類がございますので直接お問い合わせください。

## ○注意事項

① 証明手数料は定額小為替でお願いします。切手や収入印紙での手数料の受付はできません。ゆうちよ銀行または郵便局の窓口にてご購入ください。

定額小為替には表・裏ともに記入欄がありますが、記入不要です。

また、できるだけおつりがないようにご準備ください。

② 手数料は1件につき300円です。

使用目的によって手数料が減免になることがあります。（例：保育所入所のため等）

確定申告用の納税証明書は納付方法によっては手数料が減免になります。（例：口座振替やクレジットカード納付など領収書が発行されないもの）

軽自動車税の納税証明書は、使用目的が車検用に限り手数料が減免されます。

名寄帳は1枚につき10円、酒類販売業免許申請用納税証明書は1件につき600円です。

③ 所得証明書（課税・非課税証明書）は、前年1年間（1月～12月）の所得が表示されます。

（例：令和5年度所得証明書→令和4年1～12月の所得を証明するもの）

④ 申請書には、必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

⑤ 証明書の郵送請求についてなにかご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先「福岡市税証明郵送請求センター」までご連絡ください。

#### 郵送・問い合わせ先

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号博多区役所9階

福岡市税証明郵送請求センター

TEL：092-292-2069（直通）